

# 被災者生活再建の手引き

…住宅の確保に向けて…

## この手引きの趣旨

この手引きは、東日本大震災（3月12日発生、長野県北部を震源とする地震を含む）により新潟県内で被災された方が、できるだけ早く本来の生活に戻っていただくために、どのようにして住宅を確保していくか等をお考えいただく際の参考にしていただけるよう作成したものです。

今後の住宅の確保に向けた計画づくりに、この手引きをご活用いただければ幸いです。

## 新潟県災害対策本部

※この手引には、平成23年5月1日現在の情報を掲載しています。

今後も、生活再建のための低利融資制度などの支援策について、概要が決まり次第、別途ご案内いたします。

# 目 次

## 住宅の確保に向けて

- 1 「住宅をどう確保していくか」を判断していただくための「流れ」 . . . . . 2
  - (1) ご自宅の被害状況の確認
  - (2) 「応急危険度判定」で、「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」のステッカーを貼られた場合
  - (3) 「調査済(緑紙)」のステッカーを貼られた場合や判定されていない場合
  - (4) 「被災(り災)証明」と「住家の被害認定調査」について
  - (5) 「応急危険度判定」と「被災(り災)証明」は異なります

## 経済面の支援（住宅等に関する資金の助成）

- 1 被災者生活再建支援制度 . . . . . 3
- 2 住宅応急修理制度 . . . . . 4
- 生活再建・住宅応急修理支援制度（支援額一覧表） . . . . . 5
- 3 住宅等に関する融資制度（返済が必要です） . . . . . 7

## 経済面の支援（使途に定めのない資金） . . . . . 8

## 経済面の支援（特例制度一覧）

- (1) 県税に関する特例措置 . . . . . 10
- (2) 学校等に関する特例措置 . . . . . 12
- (3) 医療・福祉に関する特例措置 . . . . . 13
- (4) 農林水産業関連の特例措置 . . . . . 15
- (5) 使用料・手数料等に関する特例措置 . . . . . 19
- (6) 公共料金等に関する特例措置 . . . . . 21
- (7) その他の特例措置 . . . . . 22

## お問い合わせ先

- 1 被災者生活再建支援法関係市町村窓口 . . . . . 23
- 2 住宅の修理にかかる専門家 . . . . . 23
- 3 訪問販売や悪徳商法等の相談窓口 . . . . . 23
- 4 法律関係の相談窓口 . . . . . 23

# 住宅の確保に向けて

ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

※家屋の「**応急危険度判定**」などを参考に、ご自宅の状況を確認してください。(※P 2 参照)

危険 (赤紙) と  
された方

要注意 (黄紙) と  
された方

調査済 (緑紙) とされた方や、  
判定されていない方

ご自宅が被災された方は、「被災(り災)証明」  
(※P 2 参照)の交付申請をご検討願います。

※「被災(り災)証明」は、市町村の「住家の被害認定調査」  
(応急危険度判定ではありません)に基づき交付されます。

被害のない方

「被災(り災)証明」による被害の証明

全 壊

大規模  
半壊

半 壊

一部損壊

仮の住居の確保

修繕をご希望  
の方

新築・改築をご  
希望の方

修繕をご希  
望の方

融資制度  
(※P 7 参照)

被災者生活再建支援制度 (※P 3 参照)  
住宅応急修理制度 (※P 4 参照)  
融資制度 (※P 7 参照)

自宅へ  
帰宅

※本フローは応急仮設住宅への入居を考慮していません。

# 1 「住宅をどう確保していくか」を判断していただくための「流れ」

## (1) ご自宅の被害状況の確認

家屋の「**応急危険度判定**」などを参考に、ご自宅の状況を確認してください。

余震などによる二次災害を防止し、住民の方や付近を通行する歩行者の安全の確保を図るために、余震等による二次災害発生の危険性を**応急危険度判定士**によって**応急的に**判断するものです。調査結果は、判定ステッカー(色紙)で見やすい場所に表示してあります。

- ・「**危険(赤紙)**」: その建築物に立ち入ることは危険です。
- ・「**要注意(黄紙)**」: 立ち入りには十分注意してください。
- ・「**調査済(緑紙)**」: 建築物は使用可能です。

## (2) 「**応急危険度判定**」で、「**危険(赤紙)**」「**要注意(黄紙)**」のステッカーを貼られた場合

適切に補修を行うためには、建築士等の専門家による助言などが有効です。お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

なお「**応急危険度判定**」は、ご自宅は大丈夫でも隣家が崩壊する危険性がある場合や、建物自体に大きな損傷がなくても瓦や看板などが崩落する危険性がある場合も、「**危険(赤紙)**」が貼られていることがあります。このため、「**危険(赤紙)**」や「**要注意(黄色)**」のステッカーが貼られていても、修理が不必要であったり、一定の修理を行えば、継続使用可能な場合もあります。

## (3) 「**調査済(緑紙)**」のステッカーを貼られた場合や判定されていない場合

基本的には、そのまま使用可能と考えられますが、万一、次のような状況がみられた場合は、お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

### ○ 危険または十分な注意が必要な状態の例

- ・ 建築物が少し傾いている。
- ・ 基礎が壊れている。
- ・ 床、屋根に落ち込みや浮き上がりがある。
- ・ 窓枠が著しくゆがみ、ひび割れている。または落下しそうである。
- ・ 壁がはがれ落ちている。または大きな亀裂が入っている。
- ・ 室内の壁や天井が大きくひび割れ、または、はがれ落ちている。
- ・ 瓦が著しくずれている。

## (4) 「**被災(り災)証明**」と「**住家の被害認定調査**」について

「**被災(り災)証明**」とは、市町村が実施する「**住家の被害認定調査**」(応急危険度判定ではありません)に基づき、地震や火災などで災害を受けたことを証明するものです。

**税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資(住宅金融支援機構、商工融資等)の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となり、建物の被害の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」)を証明するものです。**

「**調査済(緑紙)**」や「判定されていない家屋」でも破損があれば、お住まいの市町村役場で「**被災(り災)証明**」の交付申請を行ってください。

なお、「**住家の被害認定調査**」が行われる前に被災された建築物の取り壊しや応急修理等をおこなう場合は、あらかじめ市町村役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

## (5) 「**応急危険度判定**」と「**被災(り災)証明**」は異なります

家屋の「**応急危険度判定**」と、建物の資産価値的な面から被害を証明する「**被災(り災)証明**」とは視点が違いますので、「**危険(赤紙)**」「**要注意(黄紙)**」とされても、「**被災(り災)証明**」で「**破損なし**」とされることもあります。

# 経済面の支援(住宅等に関する資金の助成)

ご自宅に大きな被害を受けた方を対象に、住宅の被害程度や再建方法に応じて、支援します。原則として、市町村役場が発行する被災(り災)証明が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の方が、ご利用できます。

## 1 被災者生活再建支援制度

### 被災者生活再建支援法（国の制度）

#### ①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … 次頁【表1】「国の制度」に掲げる「基礎支援金」を定額で支給

- i 全壊世帯：支給額 75 万円～100 万円
- ii 大規模半壊世帯：支給額 37.5 万円～50 万円

#### ②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … ご自宅の再建方法に応じ、次頁【表1】「国の制度」に掲げる「加算支援金」を定額で支給

- i ご自宅を建設又は購入した場合：支給額：150 万円～200 万円
- ii ご自宅を補修した場合：支給額 75 万円～100 万円
- iii ご自宅を賃借した場合：支給額 37.5 万円～50 万円

※ 応急仮設住宅などに入居される方も、ご利用できます。

※ 【大規模半壊世帯】又は【半壊世帯】であっても、倒壊防止や補修費等が著しく高額になるなど、やむを得ない理由があると認められ、平成 24 年 4 月 11 日までに住宅を解体した場合は【全壊世帯】の区分になりますので、解体される前に市町村に御相談ください。

※ また、被害認定にかかわらず、敷地被害により上記と同様、やむを得ない理由があると認められ、平成 24 年 4 月 11 日までに住宅を解体した場合も【全壊世帯】の区分になりますので、解体される前に市町村に御相談ください。

#### <被災された方々へ（県の基本方針）>

被災者生活再建支援法の適用を受けた十日町市、津南町及び現在の住宅被害状況では国制度の対象とならない上越市等に居住する方も含め、国の制度と合わせて中越沖地震と同様の支援を行う予定としております。

## 2 住宅応急修理制度

被災の程度が、「大規模半壊」又は「半壊」の方で、被災したご自宅の応急的な修理に係る費用を負担する制度で、国の制度、県の制度があります。国の制度、県の制度を併用することもできます。（国の制度には、所得要件等がありますので、利用の際、ご確認ください。）

なお、被災の程度が「全壊」の方であっても、応急的な修理を行うことで居住することが可能な方もご利用できます。

また、負担する額には、限度額があり、国の制度、県の制度でそれぞれ異なります。

### 応急仮設住宅に入居される方は、この制度はご利用できません。

応急仮設住宅に入居される方で住宅の補修を考えていらっしゃる方は、前記1の被災者生活再建支援制度をご利用下さい。

#### (1) 住宅応急修理制度（国の制度）

住宅応急修理制度（国の制度）の限度額は52万円です。

制度利用に当たって、被災の程度が「半壊」の場合は、所得要件等がありますので、ご注意ください。

前年の世帯収入等が、次のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- ①（収入額）＜ 500万円
- ②500万円 ＜（収入額） ≤ 700万円で、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③700万円 ＜（収入額） ≤ 800万円で、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

#### (2) 住宅応急修理制度（県の制度）

被災の程度が「大規模半壊」の場合は100万円、「半壊」の場合は50万円が、それぞれの限度額となります。

制度利用に当たって、被災の程度にかかわらず、所得要件等はありません。

## 生活再建・住宅応急修理支援制度（平成 23 年 5 月 1 日現在）

【表】支援額一覧表（注 1）

（単位：万円）

被害状況・基準		(1) 被災者生活再建支援制度 <small>（被災者生活再建支援法適用市町村）</small>				(2) 住宅応急修理制度（注4） <small>（災害救助法適用市町村）</small>		
		国の制度（注2）		計	国 （上限額） 半壊の場合 年齢・所得 条件あり	県 （上限額） 年齢・所得 条件なし	国県計 （上限額）	
世帯構成	基礎 支援金	加算支援金（注3）						
全壊	2人以上	100	建設・ 購入	200	300	/	/	/
			補修	100	200			
			賃借	50	150			
	単身	75	建設・ 購入	150	225			
			補修	75	150			
			賃借	37.5	112.5			
大規模 半壊	2人以上	50	建設・ 購入	200	250	52	100	152
			補修	100	150			
			賃借	50	100			
	単身	37.5	建設・ 購入	150	187.5			
			補修	75	112.5			
			賃借	37.5	75			
半壊	2人以上	/	/	/	52 （注6）	50	102	
	単身	/	/	/				

「被災者生活再建支援制度」については、P 3 でお示しした県の基本方針のとおり、国制度と合わせて中越沖地震と同様の支援を予定しております。

＜参考＞中越沖地震時における県・市町村の支援額（限度額）

全壊            100 万円（単身 75 万円）  
 大規模半壊   50 万円（単身 37.5 万円）  
 半壊            50 万円（単身 37.5 万円）

(注1) 被災者生活再建支援制度(国の制度)、住宅応急修理制度の申請窓口は市町村役場です。  
詳しくは、市町村担当窓口にご相談ください。

(注2) 被災者生活再建支援制度(「国の制度」)の申請期限は、政令で次のとおり定められていますので、申請もれのないようご注意ください(平成23年4月現在)。

○基礎支援金(平成24年4月11日まで)、○加算支援金(平成26年4月11日まで)

(注3) 「(1)被災者生活再建支援制度」の「加算支援金」は住宅再建方法(「建設・購入」「補修」「賃借」の3区分)により異なります。複数の方法(区分)が該当する場合は、それらのうちの一番高い区分の額が最終的な支援額になります。

(注4) 住宅応急修理に係る費用は、直接市町村から住宅応急修理施工者に支払われます。

(注5) 全壊であっても、応急修理を実施することにより居住が可能になる場合は、対象となることがあります。

(注6) 前年の世帯年収などの要件を満たす世帯が利用できます。

※ 表内の斜線部は、支援制度の対象外となります。



### 3 住宅等に関する融資制度（返済が必要です）

(注) 5月1日現在の情報を掲載しています。  
この他の融資制度についても、その概要が決まり次第、別途ご案内いたします。

支援制度名	区分	ご利用できる方	制度の概要(貸付対象など)	お問い合わせ先	電話番号
災害復興住宅融資 (独立行政法人 住宅金融支援機構)	貸付	住宅が全壊、大規模半壊 又は半壊の被害を受けた方	建設、新築購入及びリ・ユース(中古)購入に必要な資金を貸し付けます。 ※以下建設の場合 【貸付限度額】耐火、準耐火又は耐久性のある木造：1,460万円 一般の木造：1,400万円 土地取得資金：970万円、整地資金380万円 【貸付利率】年1.78% (3月16日現在) 【据置期間】貸付日から3年以内 【償還期間】耐火、準耐火又は耐久性のある木造：35年以内 一般の木造：25年以内 (新築購入及びリ・ユース(中古)購入に要する資金の詳細は、右の問い合わせ先へご確認ください。)	新潟県 建築住宅課 街なみ推進係 又は 住宅金融支援機構 お客様コールセンター	025-280-5442  0120-086-353 (フリーダイヤル)
		住宅に10万円以上の被害を受けた方	補修に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】耐火、準耐火：640万円、木造：590万円 移転・整地資金：380万円 【貸付利率】年1.78% (3月16日現在) 【据置期間】貸付日から1年以内 【償還期間】20年以内	新潟県 建築住宅課 街なみ推進係 又は 住宅金融支援機構 お客様コールセンター	025-280-5442  0120-086-353 (フリーダイヤル)
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	貸付	母子家庭の母、寡婦	被災した家屋の補修・保全・改築、住宅の建設・購入に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】200万円 【貸付利率】無利子又は年1.5% (連帯保証人の有無による) 【据置期間】貸付日から6ヶ月～1年6ヶ月(住宅の被害額により変わります。) 【償還期間】据置期間経過後7年以内	新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉環境 部地域福祉課	025-280-5216
母子寡婦福祉資金 (転宅資金)	貸付	母子家庭の母、寡婦	住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26万円 【貸付利率】無利子又は年1.5% (連帯保証人の有無による) 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後3年以内	新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉環境 部地域福祉課	025-280-5216

## 経済面の支援（使途に定めのない資金）

（注）5月1日現在の情報を掲載しています。  
この他の支援策についても、その概要が決まり次第、別途ご案内いたします。

※区分が貸付となっているものは、返済が必要です。

支援制度名	区分	ご利用できる方	制度の概要（貸付対象など）	お問い合わせ先	電話番号
災害援護資金	貸付	地震により被害を受けた世帯の世帯主	地震により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための資金を貸し付けます。 【貸付限度額】150～350万円（世帯主の負傷の有無や住居・家財の損害程度により変わります。） 【貸付利率】年3% 【据置期間】3年（特別の場合5年） 【償還期間】据置期間経過後7年以内 【受付期間】お住まいの各市町村へご確認ください。 【その他】世帯の構成人数に応じた所得制限があります。 連帯保証人が必要となります。	新潟県 災害対策本部 生活再建支援班	025-282-1606
生活福祉資金 （緊急小口資金）	貸付	被災世帯（長野県北部を震源とする地震により災害救助法が適用となった市町村（十日町市、上越市、津南町）が対象）	緊急・一時的に生計維持が困難となった場合の資金を貸し付けます。 【貸付限度額】一世帯10万円（※特別の場合20万円） ※特別の場合（次の①～④いずれかに該当） ①世帯員の中に死亡者がいるとき ②世帯員に要介護者がいるとき ③世帯人員が4人以上いるとき ④重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に必要と認められるとき 【貸付利率】無利子【据置期間】貸付日から1年以内 【償還期間】据置期間経過後2年以内 【受付期間】平成23年6月30日まで 【その他】連帯保証人は不要です。	新潟県 福祉保健課 保護係 又は お住まいの地域の 市町村社会福祉協議会	025-280-5179
支援制度名	区分	ご利用できる方	制度の概要（貸付対象など）	お問い合わせ先	電話番号
母子寡婦福祉資金 （生活資金）	貸付	母子家庭となつて7年未満の母	【貸付使途】生活の安定・継続に要する資金 【貸付限度額】月額103千円×3ヶ月（生計中心者でない場合は、月額69千円） 【貸付利率】無利子又は年1.5%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後8年以内	新潟県 児童家庭課 家庭福祉係 又は お住まいの地域の 県地域振興局健康福祉環境 部地域福祉課	025-280-5216

勤労者生活安定資金 (災害ローン)	貸付	被災世帯	<p>災害による傷病の治療、住宅・家財の新築、購入、補修、災害の復旧資金を貸し付けます。</p> <p>【限度額】100万</p> <p>【貸付利率】年2.5%（固定）</p> <p>【償還期間】5年以内（3か月以内の据置期間を含む）</p> <p>【その他】次の①～④いずれかに該当する方が対象となります。</p> <p>①災害により、自己又はその家族が負傷し、おおむね1か月以上医師の治療を必要とする方</p> <p>②災害により、自ら居住する住宅が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）、一部損壊又は床上・床下浸水した方</p> <p>③災害により、家財の全体の4分の1以上が滅失又は損壊した方</p> <p>④豪雪により、災害救助法の適用を受けた市町村又は災害対策本部を設置した市町村で、屋根の雪おろしその他で臨時に資金を必要とする方</p>	新潟県 労政雇用課 労働福祉・雇用均等係 又は 新潟県労働金庫 融資統括部 県内全支店	025-280-5260  025-223-5270
----------------------	----	------	--	--	----------------------------------

## 経済面の支援（特例制度一覧）

（注）5月1日現在の情報を掲載しています。  
この他の支援策についても、その概要が決まり次第、別途ご案内いたします。

※各特例措置は、原則として本人による申し出や各種書類の提出を要することがほとんどです。詳しくはお問い合わせ先へご確認ください。

(1) 県税に関する特例措置	特例区分	特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	連絡先電話番号
県税の申告・納税等の期限の延長	期限延長	災害により定められた期限までに申告・納税等ができない場合に、期限を延長します。	地震発生の日以後に期限が到来する申告・納税等について期限を延長	新潟県税務課	025-280-5046
県税に関する納税の猶予	猶予	被災等の状況により納税が困難となった方の県税の納税を猶予します。 ※ 徴収猶予申請書の提出（被災(り災)証明書、その他被災等の事実を証する書類を添付）が必要となります。 ※ 被災(り災)証明書や被災した事実を証する書面の提出ができない場合、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては商業登記簿謄本の写しの提出が必要となります。	原則として納期限から1年以内	新潟県税務課	025-280-5048
<u>個人県民税の財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税・還付</u>	非課税・還付	財形住宅・年金貯蓄の目的外の払戻しについて、利子等が非課税となります。なお、すでに徴収された利子割の額は還付されません。	平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた払戻しが対象	新潟県税務課	025-280-5048
個人事業税の減免	減免	所有している事業用資産の損害額が、その資産の価格の1/2以上の場合又は所有している住宅・家財の損害が著しい場合には、所得金額等に応じて一定額～全額を減免します。	平成22年所得に係る平成23年度課税分の個人事業税（1期、2期）が対象	新潟県税務課	025-280-5047
<u>個人事業税の損失に係る必要経費の算入</u>	損失の特例	事業用資産等に生じた純損失について、平成22年分の必要経費に算入できます。	事業用資産等の純損失が対象	新潟県税務課	025-280-5047
個人事業税の繰越期間の延長	繰越控除の特例	事業用資産について10%以上の純損失が生じた場合、申告区分（青色申告と白色申告の別）に応じ、一定の損失金額の繰越期間を3年から5年に延長されます。	事業用資産等の純損失及び平成23年の純損失が対象	新潟県税務課	025-280-5047

法人事業税の中間申告納付の省略	中間申告納付の特例	申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合、その中間申告書の提出が不要となります。	申告期限の延長を受けた中間申告が対象	新潟県税務課	025-280-5047
不動産取得税の特例（被災代替家屋の取得に係る特例）	課税標準の特例	被災した家屋の代替家屋を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されません。	平成 33 年 3 月 31 日までに取得された代替家屋が対象	新潟県税務課	025-280-5047
不動産取得税の特例（被災代替家屋の敷地となる土地の取得に係る特例）	課税標準の特例	被災した家屋の代替家屋の敷地となる土地を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されません。	平成 33 年 3 月 31 日までに取得された代替家屋の敷地となる土地が対象	新潟県税務課	025-280-5047
不動産取得税の減免	減免	家屋を取得した直後に被災した場合、被災の程度に応じて一定額～全額を減免します。	不動産取得税の納期限が未到来の家屋が被災した場合に対象	新潟県税務課	025-280-5047
自動車取得税の非課税	非課税	滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、自動車取得税が非課税になります。	平成 22 年度から平成 25 年度課税分の自動車取得税が対象	新潟県税務課	025-280-5048
自動車取得税の減免	減免	自動車の取得の日から 1 か月以内に災害を受けて、使用できなくなったときは自動車取得税が減免されます。	平成 22 年度課税分の自動車取得税が対象	新潟県税務課	025-280-5048
自動車税の非課税	非課税	滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、自動車税が非課税になります。	平成 23 年度から平成 25 年度課税分の自動車税が対象	新潟県税務課	025-280-5048
自動車税の減免	減免	災害により損害を受けた自動車の修繕費(保険金などにより補てんされる金額を除く)がその自動車税額の 4 倍を超える場合、自動車税の 2 分の 1 の額を減免します。	平成 23 年度課税分の自動車税が対象	新潟県税務課	025-280-5048
狩猟税の減免	減免	所有している住宅または家財の損害額が、その住宅等の価格の 10 分の 3 以上で、所得が一定額以下である場合、狩猟税の一定額を減免します。	平成 23 年度課税分の狩猟税が対象	新潟県税務課	025-280-5048

自動車税の減額・還付 手続きの簡素化	要件緩和	被災自動車に係る自動車税の減額・月割還付申請手続きを簡素化します。  (通常) 損壊した被災自動車について、抹消登録(廃車)を前提として翌月以降の税額を月割で減額・還付 ↓ (特例) 抹消登録ができず、修理不能なほど損壊していると推定される自動車に係る自動車税について、事故申立書の提出等により抹消登録を待たずに翌月以降の税額を減額・還付します。	平成 23 年度課税分の自動車税が対象	新潟県税務課	025-280-5048
個人県民税の減免	減免	被災により減免が必要と認められる場合、市町村の取扱いに併せて減免します。	※左記の特例措置については、個人県民税の賦課徴収が市町村において市町村民税の賦課徴収と併せて行われているため、お住まいの市町村へお問い合わせください。		
個人県民税の雑損控除・繰越控除・税額控除	個人県民税の特例	(雑損控除) 住宅や家財等について生じた損失について、平成 23 年度より適用できます。  (繰越控除) 事業用資産について 10%以上の純損失が生じた場合、申告区分(青色申告と白色申告の別)に応じ、一定の損失金額の繰越期間を 3 年から 5 年に延長されます。  (税額控除) 住宅ローン控除の適用住宅が被災により滅失等しても、控除対象期間の残存期間が継続適用できます。			
<b>(2) 学校等に関する特例措置</b>	<b>特例区分</b>	<b>特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)</b>	<b>特例措置の実施時期・期間等</b>	<b>お問い合わせ先</b>	<b>連絡先電話番号</b>
県立高等学校・中等教育学校の入学料の減免	減免	地震により家屋が全壊・半壊した世帯の生徒の入学料(入学料相当額)を減免します。	平成 23 年 3 月から 1 年間	新潟県教育庁 財務課	025-280-5590
県立高等学校・中等教育学校の入学料の減免	減免	地震により家屋が全壊・半壊した世帯の生徒の平成 23 年度の入学料を減免します。	平成 23 年度入学料審査時	新潟県教育庁 高等学校教育課	025-280-5609
高校奨学金の緊急貸与奨学生の募集	融資	地震により被災し、保護者の所得が基準額を下回る世帯の高校生に奨学金を貸与します。	平成 23 年 3 月～23 年度末まで ※ただし、24 年度末までの延長も可能	新潟県教育庁 高等学校教育課	025-280-5609

(3)医療・福祉関連の特例措置	特例区分	特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	連絡先電話番号
特定疾患治療研究事業に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として受給者証の提出ができない場合、受給者証の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。 ※ 緊急の場合は委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5202
小児慢性特定疾患治療研究事業に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として受診券の提出ができない場合、受診券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。 ※ 緊急の場合は委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5197
養育医療受診に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として養育医療券の提出ができない場合、養育医療券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。 ※ 緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5197
骨関節結核その他の結核児童の療養に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として療育券の提出ができない場合、療育券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。 ※ 緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5197
結核医療費に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の患者に対する医療に係る患者票が提出できない場合、患者票の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、氏名、生年月日及び住所を確認することで医療機関で受診できます。 ※ 緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5200

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る手続きの簡素化	要件緩和	被災したことを原因として被爆者健康手帳（認定疾病にあつては認定書・被爆者健康手帳）の提出ができない場合、手帳等の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。 ※ 緊急の場合は厚生労働大臣又は県知事の指定した医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	当分の間(期間未定)	新潟県健康対策課	025-280-5202
障害福祉サービス（障害児施設給付費を除く）に係る利用者負担額の減免	減免	市町村の規定により、障害福祉サービスに係る利用者負担額を一定期間減免します。	市町村の規定による	新潟県障害福祉課	025-280-5918
療養介護医療費に係る利用者負担額の減免	減免	市町村の規定により、療養介護医療に係る利用者負担額を一定期間減免します。	市町村の規定による	新潟県障害福祉課	025-280-5918
児童福祉施設（障害児施設措置費）に係る徴収金の減免	減免	障害児施設措置費等に係る徴収金を減免します。	徴収金減免申請書受理の日から1年間	新潟県障害福祉課	025-280-5918
県単医療費助成事業の受給者証を紛失した場合等の取扱い	要件緩和	県単医療費助成事業（重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成事業、老人医療費助成事業）において、受給者証を紛失、避難中等の理由により医療機関に提示できない場合、受給者証が再交付されるまでの間、住所、氏名、県単医療の種別等を申告することにより、受給者証の提示なしで助成を行います。	受給者証が再発行されるまで	新潟県障害福祉課	025-280-5212
重度心身障害者医療費助成事業の助成停止の取扱い	要件緩和	災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除き、被災された方が財産の価格のおおむね1/2以上の被害を受けた場合に、所得制限により助成停止となっている場合でも被災状況により助成停止を解除します。	損害を受けた月から翌年の8月まで	新潟県障害福祉課	025-280-5212
心身障害者扶養共済制度掛金の減免	減免	災害を理由として市町村長が行う市町村民税の減免を受けている場合、心身障害者扶養共済の掛金について被災状況によりその掛金の額を減免します。	損害を受けた月から翌年の7月分までの掛金を減免	新潟県障害福祉課	025-280-5212



自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取扱いについて	要件緩和	自立支援医療を受けている被災者について、自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、氏名、生年月日及び住所を確認することにより指定自立支援医療機関を受診できます。 また、緊急の場合は、受診する指定自立支援機関と自立支援医療受給者証に記載されている指定自立支援医療機関の名称が異なる場合でも、事後に支給認定の変更を行うことができます。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	当面の間	新潟県障害福祉課	025-280-5212
補装具費の減免	減免	被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用すること等、適宜の方法により補装具費支給対象者等の負担を軽減します。	当面の間	新潟県障害福祉課	025-280-5212
補装具費及び日常生活用具の支給・給付	給付	避難所等に避難している障害者が補装具や日常生活用具を必要とする場合、耐用年数等にかかわらず支給・給付することができます。	当面の間	新潟県障害福祉課	025-280-5212
介護保険料の猶予・減免	猶予・減免	市町村の規定により、介護保険料の徴収を一定期間猶予又は減免します。	当面の間	新潟県高齢福祉保健課	025-280-5195
介護保険サービスに係る利用者負担額の猶予・減免	猶予・減免	市町村の規定により、介護保険サービスに係る利用者負担額を一定期間猶予又は減免します。	当面の間	新潟県高齢福祉保健課	025-280-5195
介護保険被保険者証を紛失した場合等の取扱い	要件緩和	介護保険被保険者証を紛失若しくは避難中等の理由により介護保険事業者に提示できない場合、氏名・住所・生年月日を介護事業者に申し出ることにより、被保険者証の提示なしで介護サービス利用することができます。	当面の間	新潟県高齢福祉保健課	025-280-5195
<b>(4) 農林水産業関連の特例措置</b>	<b>特例区分</b>	<b>特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)</b>	<b>特例措置の実施時期・期間等</b>	<b>お問い合わせ先</b>	<b>連絡先電話番号</b>
農業改良資金(平成22年9月30日以前に貸付決定したもの)	要件緩和	①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①災害による農作物、畜産物の減収量が平年3割以上で減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者の死亡、疾病、又は負傷及び盗難	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301

農業改良資金（平成22年10月1日以降に貸付決定したもの）	要件緩和	●償還期間の延長等、返済条件の緩和 日本政策金融公庫又は、転貸先金融機関の判断による。	被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。	新潟県経営普及課	025-280-5301
就農支援資金 （融資機関からの貸付による施設等資金）	要件緩和	①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①災害による農作物、畜産物の減収量が平年3割以上で減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者の死亡、疾病、又は負傷及び盗難	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
就農支援資金 （青年農業者等育成センターからの貸付によるもの）	その他	償還猶予等 ※ 被災された方からの相談に個別に対応します。	被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。	新潟県経営普及課	025-280-5301
農業近代化資金の貸付条件変更	要件緩和	①～②いずれかの事由が生じた場合、 ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。  ①災害による農作物・畜産物等の被害の場合、減収量が平年の3割以上で、減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
漁業近代化資金の貸付条件変更	要件緩和	①～②いずれかの事由が生じた場合、 ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。  ①災害により所有財産にも被害（火災も含む）を受けた場合 ②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301

沿岸漁業改善資金の貸付条件変更	要件緩和	<p>①、②いずれかの事由が生じた場合</p> <p>●原則として1年以内の償還猶予が可能です。</p> <p>①災害による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の10以上である旨又は災害によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流出、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上ある旨の市町村の認定を受けた場合</p> <p>②借受者の死亡、疾病又は負傷</p>	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
農林水産業振興資金の貸付条件変更	要件緩和	<p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <p>●償還期限を延長します（ただし、農畜産物の県要綱で定める償還期限の範囲）。</p> <p>●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>●償還金の支払を猶予します（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>①減収による損失額が平年の農林水産業総収入の1割以上</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p>	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
農業経営負担軽減支援資金の貸付条件変更	要件緩和	<p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <p>●償還期限を延長します（ただし、県要綱で定める償還期限の範囲）。</p> <p>●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>●償還金の支払を猶予します（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>①災害による農畜産物被害等の場合</p> <p>・減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p>	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
農家負担軽減支援特別資金の貸付条件変更	要件緩和	<p>①～②いずれかの事由が生じた場合、</p> <p>●償還期限を延長します（ただし、県要綱で定める償還期限の範囲）。</p> <p>●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>●償還金の支払を猶予します（ただし、県要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。</p> <p>①災害による農畜産物被害等の場合</p> <p>・減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上</p> <p>②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難</p>	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301

日本政策金融公庫資金に関する猶予等	その他	償還猶予等 ※ 被災された方からの相談に個別に対応します。	被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。	新潟県経営普及課	025-280-5301
新規参入者経営安定資金の貸付条件変更	要件緩和	①～②いずれかの事由が生じた場合、 ●償還期限を延長します（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲）。 ●据置期間の延長又は中間据置の設定を行います（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ●償還金の支払を猶予します（ただし、県の要綱で定める償還期限・据置期間の範囲）。 ①災害による農畜産物被害等の場合 ・減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上 ②借受者等の死亡、疾病又は負傷及び盗難	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
林業・木材産業改善資金の貸付条件変更	要件緩和	①、②いずれかの事由が生じた場合 ●原則として1年以内の償還猶予が可能です。 ①市町村から罹災証明書の発行があった者 ②借受者の死亡、疾病又は負傷	災害発生以降、償還期間中	新潟県経営普及課	025-280-5301
木材産業等高度化推進資金に関する猶予等	その他	償還猶予等 ※ 各金融機関において被災された方からの相談に個別に対応します。	被災された方からの相談に応じて個別の対応となります。	新潟県林政課	025-280-5326
肉用子牛生産者補給金制度における飼養開始月齢の要件緩和	要件緩和	肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者のうち、災害救助法の適用市町村のある県や燃料不足等により子牛の流通が停滞した県の生産者を対象とします。 飼養開始月齢の要件を2ヵ月齢未満から5ヵ月齢未満に緩和します。	当面の間	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6781
肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の延長	猶予・減免	肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者のうち、災害救助法の適用を受けた市町村の生産者を対象とします。 生産者負担金の納付期限を3ヵ月間延長します。	3/11以降に納付期限が到来する契約肉用子牛について、当面の間	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6781
肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）における生産者積立金に係る特例措置	猶予・減免	肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）の契約生産者のうち、災害救助法の適用を受けた市町村の生産者を対象とします。  1 り災証明の発行を受けた生産者の負担金を免除します。  2 1以外の生産者負担金の納付期限を2ヵ月間延長します。	3/1 から 6/30 までの間に納付期限が到来するもの	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6781

(5)使用料・手数料等に関する特例措置	特例区分	特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	連絡先電話番号
県税納税証明書交付手数料の減免	減免	財産に相当な損失を受け、復旧に必要な資金借入のため使用する納税証明書の手数料を免除します。	地震発生の日から随時	新潟県税務課	025-280-5048
准看護師等に係る手数料の減免	減免	被災により准看護師免許証等をき損または紛失したことによる再交付等に係る手数料を減免します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県福祉保健課	025-280-5178
受胎調節実地指導員指定証に係る手数料の取扱い	減免	被災により指定証・標識の再交付・書換を申請する場合、手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県健康対策課	025-280-5197
調理師免許申請手数料の減免	減免	被災により調理師免許証を亡失した場合の再交付に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県健康対策課	025-280-5934
栄養士免許申請手数料の減免	減免	被災により栄養士免許証を亡失した場合の再交付に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県健康対策課	025-280-5934
介護支援専門員証再交付手数料の減免	減免	被災により、介護支援専門員証(又は介護支援専門員登録証明書)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合に再交付に係る手数料を減免します。 ※被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から随時 (当該証の有効期間満了日まで)	新潟県高齢福祉保健課	025-280-5194
(食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく)食品営業許可申請手数料の減免	減免	被災により食品営業許可の取り直しが必要となった場合に許可申請に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県生活衛生課	025-280-5205
製菓衛生師免許再交付手数料の減免	減免	被災により製菓衛生師免許証を亡失・破損・汚損した場合の再交付に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県生活衛生課	025-280-5205
生活衛生関係営業に係る手数料の減免	減免	被災により、施設の新築又は許可取り直しとなる程度の変更を伴う営業再開及び、仮店舗での営業再開に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県生活衛生課	025-280-5207

プール開設許可手数料の減免	減免	被災により、施設の新築又は許可取り直しとなる程度の変更を伴う再開及び、仮施設での再開に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県生活衛生課	025-280-5207
クリーニング師免許再交付手数料の減免	減免	被災によりクリーニング師免許証を亡失・破損・汚損した場合の再交付に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県生活衛生課	025-280-5207
登録電気工事業者登録証再発行手数料の減免	減免	被災した登録電気工事業者（県知事登録を受けた事業者に限る。）の登録電気工事業者登録証再発行手数料を全額免除します。 ※ 被災(り災)証明書(写し可)の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県産業振興課	025-280-5257
電気工事士免状再発行手数料の減免	減免	被災した電気工事士免状所有者の電気工事士免状の再発行手数料を全額免除します。 ※ 被災(り災)証明書(写し可)の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県産業振興課	025-280-5257
技能検定合格証書再交付手数料の減免	減免	地震により滅失した証書の再交付に係る手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県職業能力開発課	025-280-5263
職業訓練指導員免許証再交付手数料の減免	減免	地震により滅失した免許証の再交付にかかる手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県職業能力開発課	025-280-5262
計量検定所における検定手数料等の免除	減免	被災者を対象に装置検査手数料、燃料油メーター、質量計の検定手数料、計量証明事業登録証再交付手数料を免除します。 ※ 被災(り災)証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	新潟県計量検定所	0256-36-2240
建設リサイクル法届出書類の簡素化	要件緩和	被災(り災)証明を受けた被災建築物の解体工事・修繕工事に係る届出に関する届出書類を簡素化します。	随時	新潟県技術管理課	025-280-5391
建築確認申請手数料等の減免(県実施分)	減免	災害救助法第2条に規定する被救助者に該当し、被災(り災)証明書を提出された方の確認申請手数料・中間検査申請手数料・完了検査申請手数料を全額免除します。 ※ 県内各市が担当する建築確認に係る手数料に関しては、各市の担当課へお問い合わせください。	平成23年3月12日以降に確認申請をする建築物	新潟県建築住宅課	025-280-5441

建築確認申請手数料等の減免 (建築住宅センター等実施に係る分)	減免	災害救助法第2条に規定する被救助者に該当し、被災(り災)証明書を提出された方の建築確認に係る各手数料を以下のとおり免除します。 ①(財)新潟県建築住宅センター実施分については大規模半壊以上の被災(り災)証明書の提出があった場合のみ確認申請手数料を全額免除 ②(株)新潟県建築確認機構実施分については確認申請・中間検査・完了検査手数料を1/2免除	①平成23年3月12日から2年以内に建築又は大規模な修繕・模様替えをする場合 ②平成23年3月12日以降に確認申請をする建築物	①(財)新潟県建築住宅センター ②(株)新潟建築確認検査機構	①025-283-0851 ②025-283-2112
県営住宅一時入居の使用料免除	減免	被災による緊急避難措置として、県営住宅に一時入居する場合の使用料(家賃)を原則6か月免除します。 ※被災(り災)証明書の提出が必要となります。	入居可能期間は原則6か月 ※その後、被災者の実情に応じて更新できません(最長で通算2年間まで)。	新潟県建築住宅課	025-280-5444
教育職員の免許状の再交付手数料の免除	減免	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震により被災した方の教育職員免許状の再交付手数料を免除します。	平成24年3月末日までの間に申請されたもの	新潟県教育庁 義務教育課	025-280-5629
教育職員免許状授与証明書交付手数料の免除	減免	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震により被災した方の教育職員免許状の授与証明書交付手数料を免除します。	平成24年3月末日までの間に申請されたもの	新潟県教育庁 義務教育課	025-280-5629
新潟県公安委員会の権限に属する事務に係る各種手数料の減免	減免	被災された方が被災前の生活に戻るために必要な申請事務の手数を全額免除します。 (例)自動車運転免許証再交付、道路使用許可証 自動車保管場所証明書交付等	被災した日から平成24年3月末日の申請分まで	新潟県警察本部 会計課	025-285-0110
<b>(6)公共料金等に関する特例措置</b>	<b>特例区分</b>	<b>特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)</b>	<b>特例措置の実施時期・期間等</b>	<b>お問い合わせ先</b>	<b>連絡先電話番号</b>
電気料金等の免除・納期延伸	減免 期限延長	災害救助法適用市町村及びその周辺地域において被災された方の ①電気料金の早収期間及び支払期限を延伸します。 ②不使用月の電気料金を免除します。 ③工事費負担金を免除します。 ④臨時工事費を免除します。 ⑤使用不能設備の基本料金を免除します。 ⑥引込線・計量器等の取付位置変更に係る諸工料を免除します。 (最寄りのお客さまセンターへ申込書の提出が必要です。)	①平成23年2月(早収期限日が3月12日以降のものに限る)、3月、4月の料金を各1ヶ月ずつ延伸 ②被災から6ヶ月間 ③④⑥平成23年9月末日までの申込みが対象 ⑤平成23年9月までの料金が対象 ※詳細はコールセンター(右の連絡先)へご確認ください。	東北電力 コールセンター	0120-175-466

電話料金の免除等及び 電話機無償提供	基本料金等 の減免・期 限延長 →①・②・ ③  電話機無償 提供 →④	①サービス基本料金等を無料化します。 ・被災による設備の故障又は避難勧告・指示のため電話等が利用できなかった方 ・災害救助法適用地域にお住まいの方（申し出が必要です）が対象となります。 ②移転工事費を無料化します。 ・被災による避難で仮住居への移転工事が生じた方が対象となります。 ③基本料金等の支払期限を延長します。 ・災害救助法適用地域にお住まいの方で、被害に遭われ実体的に電話等が利用できなかった方（申し出が必要です） ④電話機を無償提供します。 ・自治体が斡旋する仮設住宅・公営住宅等へ転居された方（申し出が必要です）	①電話等が利用できなかった期間又は避難勧告・指示の発令から解除までの間の料金 ②随時実施中 ※詳細はお問い合わせセンター（右の連絡先）へご確認ください。  ③3月中の支払期限の請求書3ヶ月延長、4月中の支払期限の請求書2ヶ月延長、5月中の支払期限の請求書1ヶ月延長 ④随時実施中	NTT 東日本料金お問い合わせ受付センター	0120-002-992 ※受付時間 午前9:00～午後9:00 （土日祝含む）
NHK 受信料の免除	減免	災害救助法による救助が行われた区域内で半壊以上の被害を受けた建物に受信機を設置して受信契約を締結されている方の受信料を全額減免します。	減免期間：6か月間 ※詳細は新潟放送局（右の連絡先）へご確認ください。	NHK 新潟放送局	025-230-1651 ※受付時間 午前9:30～午後6:00 （土日祝を除く）
<b>(7) その他の特例措置</b>	<b>特例区分</b>	<b>特例措置の概要(対象となる方・適用要件等)</b>	<b>特例措置の実施時期・期間等</b>	<b>お問い合わせ先</b>	<b>連絡先電話番号</b>
中小企業向け新潟県制度融資の貸付条件変更	要件緩和	①償還期限を延長します。（ただし、県の要綱で定める償還期限の範囲内）  ②6か月間の元金返済猶予を行います。 ※②については、次に掲げる全ての要件に当てはまる方が対象 ・最近3か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少 ・元金の返済を約定どおり行っている ・返済猶予により経営安定が見込まれる ・金融機関と保証協会の同意が得られる	①については、償還期間中  ②については、平成24年3月末日まで	新潟県商業振興課	025-280-5240
金融機関による特別措置	要件緩和等	預金通帳・印鑑等を紛失した場合の預金引き出しに関する弾力的な取扱いを実施しています。	随時対応 ※お取引先の各金融機関へご確認ください。	各金融機関の最寄り支店	お取引先の各金融機関へお問い合わせください。



# お問い合わせ先

## 1 被災者生活再建支援法関係

この一覧表は、災害救助法適用市町村分を抜粋して掲載しています。

市町村名	担当窓口	電話番号
十日町市	防災安全課	025-757-3197
津南町	総務課	025-765-3112
上越市	防災危機管理課	025-526-5111
新潟県	防災企画課	025-282-1608

## 2 住宅の修理にかかる専門家

相談内容	窓口名	支部名等	電話番号
住宅の建替えや修繕等に関する技術的な相談	(社)新潟県建築士会	本部	025-378-5666
	(社)新潟県建築士事務所協会	中越支部	0258-32-8992
		上越支部	025-523-9660
住宅の修繕等の見積り・業者の選定に関する相談	(社)新潟県建築組合連合会	十日町支部	025-752-3803
		津南支部	025-765-2301
		上越南支部	025-525-7286
		上記以外の地区については、(社)新潟県建築組合連合会にお問い合わせ下さい。(電話：025-231-2251)	

## 3 訪問販売や悪徳商法等の相談窓口

名称	電話番号	開設日
県消費生活センター	025-285-4196	午前 9 時～午後 4 時 30 分 (平日) 午前 10 時～午後 4 時 30 分 (土曜)

## 4 法律関係の相談窓口

名称	電話番号	開設日
新潟県弁護士会	025-222-5533	月曜～金曜 午前 10 時～午後 4 時まで

発 行：平成23年5月13日  
編 集：新潟県災害対策本部生活再建支援班  
電 話 025-282-1758

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1